

毒物劇物販売業各申請(届)書の記載上の注意

◎ 新規登録申請

R8.2.27

書 類	記 載 上 の 注 意
毒物劇物販売業 登録申請書 別記第2号様式(第2条関係) 手数料 16,900 円	<ol style="list-style-type: none"> 1 該当する業態を○で囲む。 2 営業所がビル内の場合は、ビル名を記載する。 3 毒物劇物を直接取扱わない場合は、備考欄に「毒物劇物を直接取扱いません」と記載し、営業所のある階数を併記する。
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗の平面図 2 「毒劇物貯蔵設備」がどの位置にあるかを赤字で図面上に記載する。 3 毒物劇物を直接取扱わない場合は、事務室の図面を添付する。
☆2 登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	<ol style="list-style-type: none"> 1 6か月以内に発行されたものが有効 2 法人の目的に、「毒物劇物の販売」に関する業務の記載が必要
毒物劇物取扱責任者 設置届 別記第8号様式(第5条関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物取扱責任者は、他の店舗と兼務できません。 2 登録番号、登録年月日欄は記載しない。 3 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載する(裏面参照)。第3号に該当する場合には、試験合格の区別(一般・農薬用品目・特定品目)を併記する。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ☆1 資格証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師の場合(第1号)－免許証の本証を持参する。 ・学校卒業者の場合(第2号)－卒業証明書(高等学校の卒業生や規定の学部学科以外の大学等の卒業生は単位取得証明書が必要(裏面参照)) ・試験合格者の場合(第3号)－合格証の本証を持参する。 ☆2 証 書 毒物劇物取扱責任者が申請者(法人の場合を含む)に雇用されている場合に必要 ☆3 診 断 書 <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物取扱責任者が「精神機能の障害により欠格事由に該当する者」「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者」でないことを証する医師の診断書が必要 2 診断年月日から3か月以内のものが有効 ☆4 宣 誓 書 毒物劇物取扱責任者が自署する。
☆印のついている書類・・・葛飾区内の他の店舗において提出済み(東京都知事に提出したものを除く。)で、内容に変更がなければ省略できる。省略する場合は、☆印書類提出済の店舗の登録票の写しを添付する。	

◎ 登録更新申請 (更新の通知は行いませんので、有効期間終了日の1か月前までに申請してください。)

登録更新申請書 手数料 7,400 円 別記第5号様式(第4条関係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 登録年月日は、有効期間の開始の年月日を記載する。 2 毒物劇物取扱責任者を設置していない場合は、責任者の住所・氏名欄は記載しない。 3 毒物劇物を直接取扱わない場合は、備考欄にその旨を記載する。
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 本証を添付する。 2 紛失等のため添付できないときは、その旨を「備考欄」に記載する。

◎ 開設者の氏名・住所・店舗名称・構造設備の変更

変更届書	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更事項(氏名、住所等)を記載する。 構造設備の変更の場合は、「別紙のとおり」と記載する。 2 変更年月日は、実際に変更した年月日(法人の登記事項の変更については変更の事実があった年月日)を記載する。 3 この届書は、変更後30日以内に提出する。
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更内容(変更前後)が確認できる書類(店舗名称の変更の場合は、添付書類は不要)。 2 構造設備の変更の場合は、図面を添付し毒物劇物貯蔵設備を記載する。

◎ 毒物劇物取扱責任者の変更

毒物劇物取扱責任者 変更届	<ol style="list-style-type: none"> 1 「変更後の毒物劇物取扱責任者の資格」については、裏面参照 2 この届書は、変更後30日以内に提出する。
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 「毒物劇物取扱責任者設置届」の添付書類を参照 2 毒物劇物取扱責任者は、他の店舗と兼務できません。

◎ 廃止

廃止届	<ol style="list-style-type: none"> 1 所有する毒物劇物に関する項は必ず記載する。所有がない場合は「なし」と記載する。 2 この届書は、廃止後30日以内に提出する。
添付書類	登録票
登録票	登録票(本証)を添付する。

毒物劇物取扱責任者となるために必要な条件とは

毒物及び劇物取締法第8条に定める毒物劇物取扱責任者となれる資格は次のとおりです。

- 1 薬剤師（法第8条第1項第1号）
 - 2 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者（法第8条第1項第2号）
 - 3 各都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者（法第8条第1項第3号）
- 注釈：2の「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者」とは、次のとおりです。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第108条第3項に規定する短期大学を含む。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、応用化学に関する学課を修了した者。応用化学に関する学課とは次の学部、学科とする。

- ア 薬学部
イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る。）、生物化学科等
ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等
オ 化学に関する授業科目の単位数が必須科目・選択科目等を合わせて28単位以上となる又は必修科目の単位中50%以上である学科

ここで、化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には、単位数に算入して差し支えないこと。また、名称のみでは判断できない場合は、シラバスやカリキュラムにより授業内容を確認すること。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学等、有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

工業技術基礎、課題研究：化学に関する科目とみなされる。この場合は応用化学に関する学課を修了したことを証する書類に、科目名「(化学)」等の字句が明示され証明してあるものに限る。例「工業技術基礎(化学)」

(2) 高等専門学校

学校教育法第115条に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者。ただし、学科名により判断できない場合には、(1)のオを準用し、化学に関する科目を28単位以上修得していること。

(3) 専門課程を置く専修学校（専門学校）

学校教育法第124条に規定する専修学校のうち同法第126条第2項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については(1)のオを準用する。

(4) 高等学校

学校教育法第50条に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）第2条第3項に規定する実業高校を含む。）において、応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については(1)のオを準用する。

(5) 大学院

学校教育法第97条に規定する大学院で応用化学に関する研究科を修了した者であること。応用化学に関する研究科への該当性の判断においては(1)のア～オを準用する。なお、(1)のオを準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えないこと。

注釈：ただし、次の方は毒物劇物取扱責任者となることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 4 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

毒物劇物貯蔵・陳列設備基準の概要（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4）

- 1 毒劇物と、その他の物とを区分して貯蔵できるものであること
- 2 毒劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること
- 3 毒劇物を貯蔵・陳列する設備に、鍵をかける設備があること
- 4 毒劇物を貯蔵・陳列する設備に、毒物の場合は「医薬用外毒物」、劇物の場合は「医薬用外劇物」の表示があること